

新型コロナウイルス

感染症への対応

5月15日現在

政府は5月14日(木)に長野県への緊急事態宣言を解除しましたが、収束するまでは、感染症予防対策をしていただき、新しい生活様式を取り入れましょう。

新型コロナウイルス感染症政府専門家会議からの提言を踏まえた

新しい生活様式の実践例(抜粋)

一人ひとりの基本的感染症対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との感覚は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、だれとどこで出会ったかメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** ● 咳エチケットの徹底 ● こまめに換気 ● 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養。



外出するときの注意点

外出する際は「人との接触機会の低減」「人と人の距離の確保」「人と会話する際のマスク(布マスクなどで可)着用」「訪問先での換気の徹底」などにご協力をお願いします。

特定警戒都道府県への往来自粛を

5月31日までの期間は、特定警戒都道府県への往来については自粛をお願いします。ご家族や親せきなどの皆さまがいる場合は、特定警戒都道府県からの不要不急の帰省は行わないようお願いいたします。合わせて、できる限り身近な地域に留まるよう「STAY信州」を心掛けてください。

5月16日以降の長野県の対応

基本的な感染防止策の徹底
発熱などの風邪症状がある場合、外出はしないようお願いいたします。これまでの「3つの密を徹底的に避ける」「手洗いの励行」などの徹底をお願いします。

スーパーやコンビニで感染を拡げないために



※国の動向および今後の県内の感染状況などによっては、内容が見直しとなる場合があります。

新型コロナウイルスお困りごと相談センターが設置されました

長野県では、新型コロナウイルスに関して、「どこに相談したらよいかわからない」「どんな支援があるかわからない」などの声にお応えし、県民の皆さまの不安の解消などにつながるための相談センターを設けました。

電話番号 **026(235)7077**

受付時間 **午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を含む)**

問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症御代田町対策本部
保健福祉課健康推進係
総務課情報防災係
(32)3111
(32)2554

町独自の支援策等一覧

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府や長野県が要請する緊急事態措置等に協力している町内飲食店や全ての町民の皆さまを対象とした町独自の緊急支援策や各種支払いの猶予や減免を下表のとおり実施します。



5月1日に開催した記者会見の様子

支援の名称等	対象者	概要	問い合わせ先
学校給食費無償化事業	御代田町立小中学校に通う児童生徒	子育て世帯の経済的な負担を緩和することを目的に、学校給食費の無償化を令和2年7月1日から実施します。	教育委員会 学校給食係 (41)0237
みよたん生活応援金給付事業	基準日(令和2年8月1日)において住民基本台帳に登録されている方	住民1人につき1万円を給付します(8月下旬から通知を発送するよう準備中)。	企画財政課 企画係 (32)3112
事業者向けみよたん給付金	製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業等に該当する事業を営んでいる者	4ページに掲載しています。	産業経済課 商工観光係 (32)3113
みよたんの お持ち帰り割引大作戦! ～宅配もOK～ 補助金事業・広報事業	町内にある店舗においてテイクアウト・デリバリーを行っている飲食店で町に登録した飲食店(保健所から必要な許可を受けている者に限る)	4ページに掲載しています。	産業経済課 商工観光係 (32)3113
帰省自粛ありがとう みよたんからの贈り物 帰省自粛学生支援事業	町から離れ、県外の進学先の居住地に居住する18歳以上の学生等	帰省自粛に対するお礼と引き続きの協力をお願いすることを目的に、町から離れ、県外に居住している学生に対し、不織布マスク等を送付します。	総務課 情報防災係 (32)3111
傷病手当金の支給	町の国民健康保険に加入している被保険者であり、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり、感染が疑われた場合に療養のため労務に服することができない方(給与等の支払いを受けている方に限る)	傷病手当金を支給します。	保健福祉課 国保年金係 (31)2512
町税の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業や給与等に係る収入に相当の減少があった方	1年間、地方税の徴収猶予を受けることができるようになります。	税務課 収税係 (32)3126
国民健康保険税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等が見込まれる世帯	国民健康保険税が減免となります。	税務課 住民税係 (32)3126
上下水道料金の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など一時的に上下水道料金の支払いが困難となった方	支払期限の延長(最大4か月)のご相談をお受けします。	建設水道課 上下水道管理係 (32)3129